

第1部

事業実施概要

I 本事業の背景と目的

平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」は、平成29年度から平成33年度（令和3年度）にかけて、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備等を進めてきた。これにより、本人の意思決定支援¹や身上保護²を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。

一方、成年後見制度の利用ニーズの増加³、成年後見制度の利用困難性⁴、国内外の動向、社会福祉理念の変化（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視等）等を踏まえると、今後、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大する見込みを踏まえた対応の一層の強化が求められている。

本事業ではこうした問題意識を背景に、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実や機能強化等に向けて、令和4年度から取組開始予定の「(仮)持続可能な権利擁護支援モデル事業」(以下「モデル事業」という。)に取り組む自治体(市町村、都道府県)にとって事業の実効性を高めることに資する検討事項、留意点の整理等を目的に、以下の内容に取り組んだ。

- 1 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査
- 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討
 - (1) 権利擁護支援に係るネットワーク機能強化促進に向けた検討事項や留意点等の整理
 - (2) 都道府県の機能強化(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反の防止策、対応策の検討)に関する検討事項や留意点等の整理

なお、本報告書では主に上記2の内容を掲載する(上記1の調査結果は、別途厚生労働省ホームページにて公開されているため、本報告書では掲載を省略する)。

¹ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(意思決定支援ワーキング・グループ、令和2年10月30日)では、「意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」とされている。

² 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

³ 高齢化、65歳以上単身世帯割合や認知症高齢者、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人等の増加等。

⁴ 後見人等の選任や交代、担い手確保の難しさ、担い手に対する相談・サポート体制の不十分さ、報酬支払い、財産管理重視等

II 本事業実施体制、スキーム

本事業では、事業の設計・実施・分析等にわたって多様な視点から助言を得るために有識者等により構成される検討委員会を設置した。また、関係するテーマが多岐にわたるため、テーマに応じた議論を深めるため、作業部会を設置した。委員及びオブザーバーは次表のとおりである。

1 委員、オブザーバー

■検討委員会（五十音順、敬称略、◎：委員長）

氏名	所属
青木 佳史	日弁連高齢者・障害者権利支援センター 副センター長
新井 誠 (◎)	中央大学研究開発機構 機構教授 日本成年後見法学会 理事長
上山 泰	新潟大学 法学部 教授
久保 厚子	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 会長
櫻田 なつみ	一般社団法人 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 理事
新保 文彦	日本発達障害ネットワークながの (JDDnet ながの) 代表
高橋 良太	全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長
西川 浩之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
花俣 ふみ代	公益社団法人 認知症の人と家族の会 副代表理事兼埼玉県支部 代表
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	伊那市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護係 上伊那成年後見センター 所長
山野目 章夫	早稲田大学大学院 法務研究科 教授

※所属は令和4年3月31日現在

■作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）

（五十音順、敬称略、○：部会長）

氏名	所属
加藤 良典	豊田市 福祉部 福祉総合相談課 担当長
笹川 和哉	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会 地域福祉活動推進部門 管理者
永田 祐	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授
丸山 広子	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター所長
山野目 章夫 (○)	早稲田大学大学院 法務研究科 教授

※所属は令和4年3月31日現在

■作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

（五十音順、敬称略、○：部会長）

氏名	所属
稲田 龍樹	弁護士法人 TLEO 虎ノ門法律経済事務所
海野 芳隆	静岡県社会福祉協議会 生活支援部 権利擁護課長
上山 泰 (○)	新潟大学 法学部 教授
久津摩 和弘	一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET 理事長
熊田 均	特定非営利活動法人 東濃成年後見センター 副理事長・弁護士
平塚 直也	長野県健康福祉部地域福祉課地域支援係 推進員

※所属は令和4年3月31日現在

■事業実施主体

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

■オブザーバー

法務省 民事局

最高裁判所 事務総局 家庭局

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

2 検討会及び作業部会の開催日、議題

■検討委員会

開催日	議 題
第1回検討委員会 令和3年8月30日	(1) 事業概要についての説明 (2) 本事業のめざすところ、成果物のイメージについての検討 (3) 今後の検討委員会、作業部会の進め方について
第2回検討委員会 令和3年12月23日	(1) 経過報告（作業部会1、2） (2) 成果物作成に向けた意見交換 (3) 委員長、両作業部会長による論点整理
第3回検討委員会 令和4年2月24日	(1) 経過報告（作業部会1、2） (2) 成果物作成に向けた意見交換 (3) 委員長、両作業部会長による論点整理

■作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）

開催日	議 題
第1回WG 令和3年9月24日	(1) 事業概要についての説明 (2) 本事業のめざすところ、成果物のイメージについての検討 (3) 今後の検討委員会、作業部会の進め方について
第2回WG 令和3年12月7日 (合同作業部会)	(1) 経過報告（第1回検討委員会、本事業における「利益相反」について） (2) 成果物作成に向けた意見交換 (3) 両作業部会長による論点整理
第3回WG 令和4年2月2日	(1) 経過報告（第2回検討委員会、ヒアリング調査） (2) 成果物作成に向けた意見交換 (3) 両作業部会長による論点整理

■作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

開催日	議 題
第1回WG 令和3年9月16日	(1) 事業概要についての説明 (2) 本事業のめざすところ、成果物のイメージについての検討 (3) 今後の検討委員会、作業部会の進め方について
第2回WG 令和3年11月1日	(1) 本事業における「寄付・分配」についての検討 (2) 本事業における「利益相反」についての検討 (3) 両作業部会長による論点整理
第3回WG 令和3年12月7日 (合同作業部会)	(1) 経過報告（第1回検討委員会、本事業における「利益相反」について） (2) 成果物作成に向けた意見交換 (3) 両作業部会長による論点整理
第4回WG 令和4年2月10日	(1) 経過報告（第2回検討委員会、ヒアリング調査） (2) 成果物作成に向けた意見交換 (3) 両作業部会長による論点整理

※両作業部会で取り扱うテーマは関連性が深いことから、両作業部会ともに、各委員に対して、可能な範囲で、自身の所属する作業部会とは別の作業部会にもオブザーバーとして出席し、議論の経過の把握や意見交換に参画いただくよう依頼した。

Ⅲ 本事業取組成果

本項では、本事業における検討内容（本報告書第2部に記載）をふまえた取組成果の概要を掲載する。

成年後見制度利用促進室では、本事業による議論、調査結果等をふまえ、モデル事業実施自治体（市町村、都道府県）が事業を実施するうえでの留意点等のとりまとめを行った（「第3部 参考資料」「持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と事業実施に当たっての留意事項」（p.123～）参照）。本項で掲載している図の一部は、上記留意点のとりまとめを受けて、更新、差し替えを行ったものである。

「成年後見制度利用促進現状調査等一式」事業概要

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
成年後見制度利用促進室

I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

(1) 背景・問題意識

【背景利用ニーズの増加】

- 近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が増加、顕在化 等

【背景：成年後見制度の利用困難性】

- 成年後見人等の選任や交代、担い手確保の難しさ、担い手に対する相談・サポート体制の不十分さ、報酬支払い、財産管理重視 等

【背景：国内外の動向、社会福祉理念の変化（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視等）】

- 平成12（2000）年 介護保険制度の開始、民法改正による成年後見制度の開始
- 平成18（2006）年 高齢者虐待防止法施行
- 平成24（2012）年 障害者虐待防止法施行
- 平成26（2014）年 障害者の権利に関する条約 日本批准
- 平成28（2016）年 成年後見制度利用促進法施行
- 平成29（2017）年 成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定
- 令和4（2022）年 第二期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定

【問題意識】

- 全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるような体制整備を促進する必要性
- これまで地域連携ネットワークに参画していた主体による取組や連携の強化に加え、多様な主体の参画によるきめ細かな支援の必要性

I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

(2) 取組内容

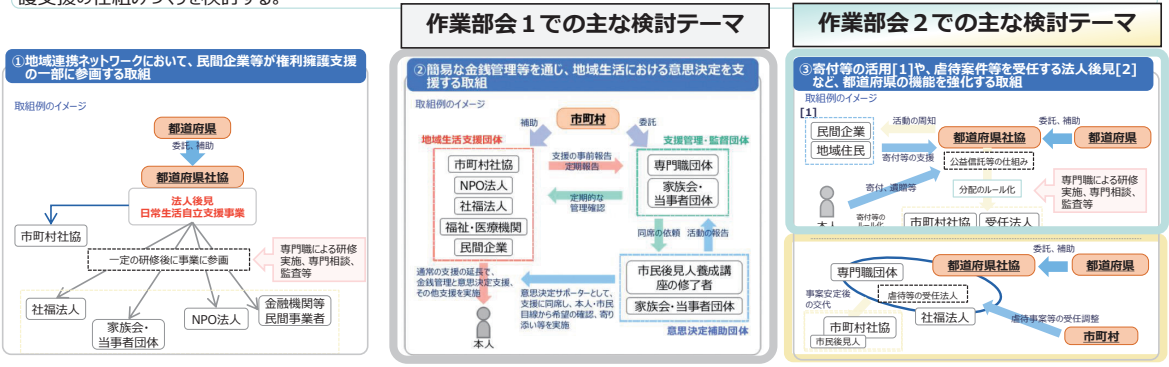
本事業では権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実、機能強化等に向けて、令和4年度から取組開始予定の「(仮)持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体(市町村、都道府県)にとって事業の実効性を高めることに資する検討事項、留意点の整理等を目的に、以下の内容に取り組んだ。

- ① 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討、提案
 - ②-1. 権利擁護支援に係るネットワーク機能強化促進に向けた検討事項や留意点等の整理
 - ②-2. 都道府県の機能強化(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)に関する検討事項や留意点等の整理

新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

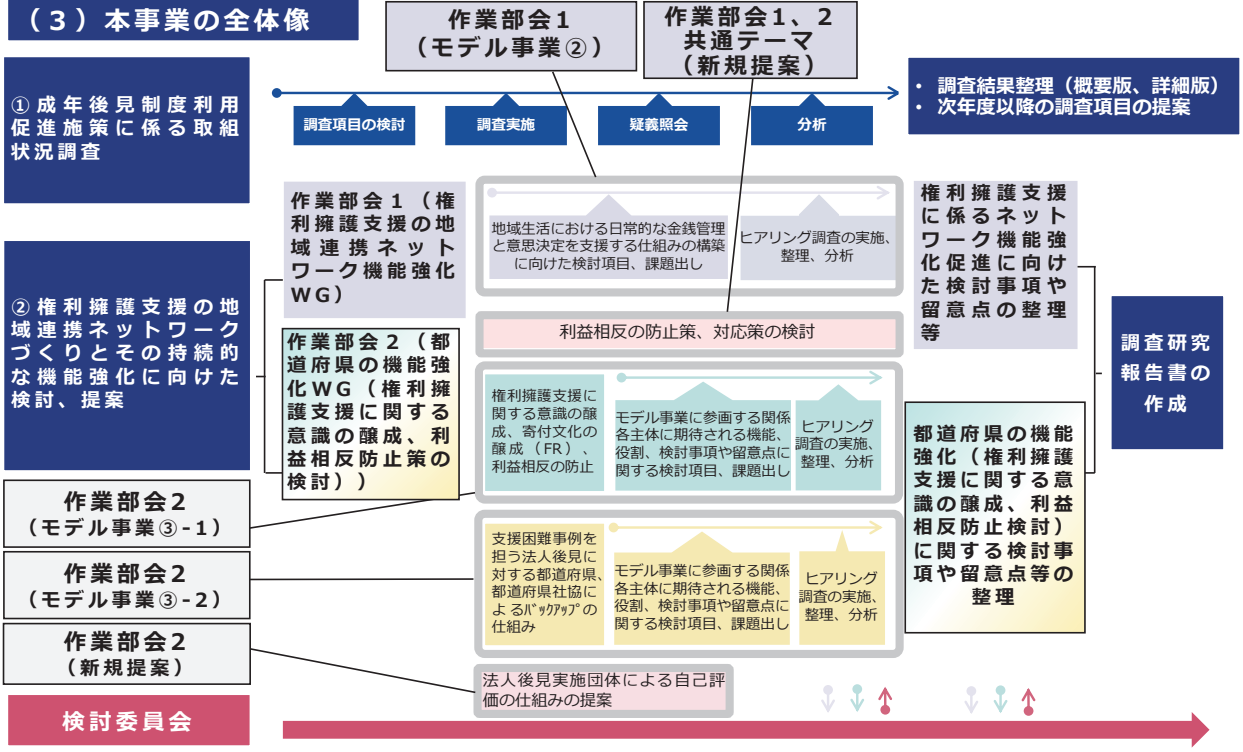
(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

各テーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。



I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

(3) 本事業の全体像



I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

整理すると.....

作業部会 1



市町村レベルでの「地域連携ネットワーク構築」に向けた検討をしました（モデル事業2）。

作業部会 2

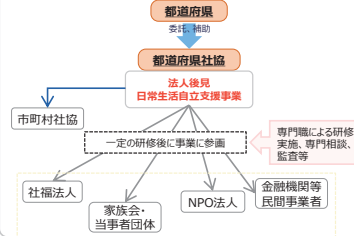


市町村レベルでの「地域連携ネットワーク構築」を後押しする都道府県レベルの仕組みの構築に向けた検討を行いました（モデル事業③-1、③-2）。

上記に加え、都道府県の機能強化の実効性を高める方策の一環として、「関係性注意事項」及び法人後見実施団体による自己評価の仕組みに関する検討、提案も行いました。

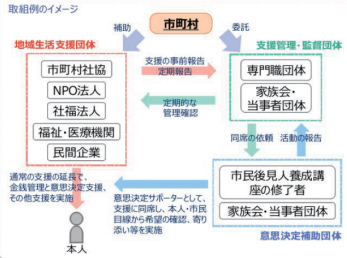
① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

取組例のイメージ



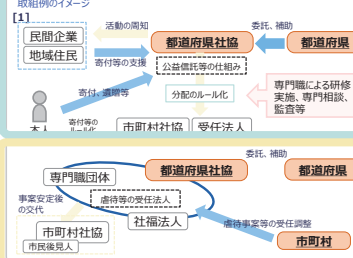
作業部会 1 での主な検討テーマ

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組



作業部会 2 での主な検討テーマ

③ 寄付等の活用[1]や、虐待案件等を受任する法人後見[2]など、都道府県の機能を強化する取組



第1部 概要 III 本事業 取組成果

I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

(4) 本事業の検討体制

五十音順、敬称略。所属、役職は令和4年3月31日現在。

検討委員会

	所属・役職（◎：委員長）
青木 佳史	日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長
新井 誠（◎）	中央大学研究開発機構 機構教授 日本成年後見法学会 理事長
上山 泰	新潟大学 法学部 教授
久保 厚子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
櫻田 なつみ	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 理事
新保 文彦	日本発達障害ネットワークながの（JDnetながの） 代表
高橋 良太	全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長
西川 浩之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
花俣 ふみ代	公益社団法人認知症の人と家族の会 副代表理事兼 埼玉県支部 代表
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	伊那市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護係 上伊那成年後見センター 所長
山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科 教授

作業部会 1 （権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）

所属・役職（○：作業部会長）

加藤 良典	豊田市 福祉部 福祉総合相談課 担当長
笹川 和哉	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会 地域福祉活動推進部門 管理者
永田 祐	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授
丸山 広子	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター所長
山野目 章夫（○）	早稲田大学大学院法務研究科 教授

作業部会 2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

所属・役職（○：作業部会長）

稲田 龍樹	弁護士法人TLEO 虎ノ門法律経済事務所・弁護士
海野 芳隆	静岡県社会福祉協議会 生活支援部 権利擁護課長
上山 泰（○）	新潟大学 法学部 教授
久津摩 和弘	一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワークCOMNET 理事長
熊田 均	特定非営利活動法人 東濃成年後見センター 副理事長・弁護士
平塚 直也	長野県 健康福祉部 地域福祉課 地域支援係 推進員

I. 本事業の背景・問題意識、取組内容

(5) 成果物(本編)の主な内容

※「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(以下「第二期基本計画」以下同じ。)
(令和4年3月25日閣議決定)に合わせて記載内容を加筆修正。以下同じ。

第1部 事業実施概要

- I. 研究の背景と目的
- II. 事業実施概要(フレーム、取組概要、体制)
- III. 本事業取組成果

「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」結果は別途公表されることから、本報告書では掲載略。

第2部 取組概要(権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討)

I. 作業部会1(権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG)

1. 設置目的
2. 取組概要(WG、ヒアリング調査)
3. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体(市町村)が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理(「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」)
4. 中長期的に取り組む必要のある課題(モデル事業の制度化に向けて、今後検討が必要と考えられる課題)

II. 作業部会2(都道府県の機能強化WG(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討))

1. 設置目的
2. 取組概要(WG、ヒアリング調査)
3. 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体(都道府県)が事業を推進するうえでの検討事項や留意点の整理
 - 3-1 「寄付等の活用による多様な主体の参画の検討」に関するモデル事業
 - 3-2 「公的関与による法人後見の実施」に関するモデル事業
4. 中長期的に取り組む必要のある課題(モデル事業の制度化に向けて、今後検討が必要と考えられる課題)

2. 取組概要(権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討)

1. 作業部会1(権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG)

(1) 設置目的、背景

- 近年の人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が増加、顕在化。
- 第二期基本計画では「新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」を明記。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実、機能強化等に向けて、**モデル事業に取り組む自治体(市町村)事業の実効性を高めることに資する検討事項、留意点の整理**を目的に「作業部会1」を設置(WGを3回開催)。

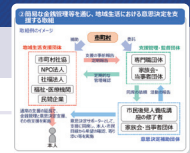
モデル事業②

新規提案:「関係性注意事項」

【新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討】

- 多様な地域課題に対応するため、公的な機関、民間事業者や当事者団体等多様な主体による生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービス。以下同じ。)が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- その際、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等との連携の方策も検討する。
- 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与のあり方も含めて検討する。
- 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与(虐待対応や消費者被害への対応、市町村長申立て等が考えられる。)を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、「司法による権利擁護支援を身近なものとする方策^{※1}」についても検討を進める。(第二期基本計画p.8、9「新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」)

※1:第二期基本計画(p.9)(意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与(虐待対応や消費者被害への対応、市町村長申立て等が挙げられている)を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐこと等)



2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

1. 作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）

（2）検討内容・提案事項

（1）「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」に参画する市町村に求めること及び留意点（案）

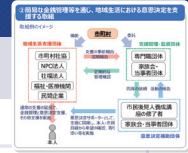
- ① 事業計画作成にあたっての検討
- ② 対象者の設定及び本人の希望の把握・整理
- ③ 利用者の自己負担及び財源確保策の検討
- ④ ②、③をふまえた主体間の役割の整理、仕組みの検討、事業計画の作成、更新
- ⑤ 「関係性注意事項」の提案（新規提案事項）

（2）モデル事業に参画する主体に期待する役割及び検討事項（案）

- ① 「日常的な金銭管理サービスを担う事業者」
- ② 「意思決定サポーター」
- ③ 「監督・支援団体」

- 市町村には（1）及び（2）の整理をふまえ、「**利用者が安心してサービスを利用できる**」事業設計及び管理、「**事業者の事業継続可能性**」や「**関係性の濫用を生じさせない仕組みづくり**」、「**司法による権利擁護支援を身近なものとする方策^{※2}**」等に配慮した事業展開を期待。
- 関係者間で十分な検討が重要。

※2：前掲1



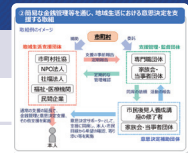
2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

1. 作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）

【事業計画作成にあたっての検討項目（案）】

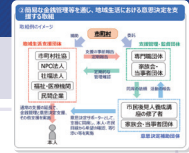
● 事業目的の設定、スケジュールの確認等

	検討項目（案）	検討の観点・重視すること（案）
1	事業目的の設定、スケジュールの確認	<ul style="list-style-type: none"> ・解決したい地域課題の設定（どのような地域をめざしたいか） ・どのくらいの期限とスパンで目標を達成するか
2	市町村担当部署及び庁内関係部署・機関	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署 ・協働・連携する部署・機関 ・近接領域事業の対象者、本人の希望（困り事）、支援実施機関との整理
3	事業の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・対象、方法、内容、頻度
4	公費負担、自己負担の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・公費負担の対象者、ニーズ ・自己負担の手段：「応益負担」のみか、「応能負担」も含めるか。 ・自己負担（利用料）の設定：利用者の支払い可能額か、担い手の安定運営額か。 ・自己負担のタイミング：モデル事業開始時からか、法制度見直し後か。 ・応能負担：把握方法、不足分を誰がどのような負担で埋めるか。
5	契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の判断能力の確認方法 ・利用者と各主体との契約形態 <ul style="list-style-type: none"> －関係者全員での4者契約とするか。本人と事業者との2者契約とするか。 －契約時に必要となる書類 －契約時の説明方法 等 ・個人情報の管理、共有範囲のルール ・利用者、各主体からの意見や苦情等の受付、対応方法 ・本人と各主体との関係（関係性注意事項に該当しないか） 等
6	参画主体間の役割の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・どのように担い手を確保・育成するか。 ・どの主体にどこまでの範囲のことを依頼できるか。 ・カバーできない範囲に対してどう対応するか（段階的に取り組む、自己負担を求める等） ・個人情報の管理、共有範囲のルールの設定 等



2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

1. 作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）



新規提案：「関係性注意事項」

- モデル事業②は、市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 今後、身寄りのない人や日常生活を送るのに他者からの支援を必要とする人の増加を踏まえると、多様な主体の参画による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されることを期待。
- その際、民法上の規制※3を遵守することに加え、**本人の真意性を確実に担保するために、本人との関係性を濫用した契約や寄付等※4がなされていないか、サービスの利用の制限、購入の強要等がなされていないか等、「司法による権利擁護支援を身近なものとする方策※5」を組み込み、現行法上の規制よりも幅広い倫理的規制又はセーフガードの導入が必要**と考える。よって、本事業において新しく用語、考え方を提案する。

- ・対象者は契約能力を有する者である場合がある。
 - ・一方で、日常生活を送るのに他者による支援を必要とする。
 - ・多様な主体が参画し、生活支援等のサービスを充実する仕組みの構築をめざす。
- } = 本人の権利・利益の保護
= 事業者の育成

⇒「関係性注意事項」：（意識的か・無意識的かを問わず）本人と相手方※との関係性による濫用が生じないか注意を要する事案。本人が不安や不満等を口にしなくても、関係性による濫用が生じやすいことに配慮するとともに、当該事案に該当すると想定された場合、第三者を交えて本人への意思確認や手続き等を慎重に行うことや、法律、福祉等の専門職が関与する第三者への相談の必要性を促すことを原則とすることを提案する。ただし、当該事案に該当したことをもって、契約等の解除をただちに求めたり、禁止したりするものではない。

※相手方：サービス提供事業者、権利擁護実施団体（市町村社協、法人後見実施団体等）

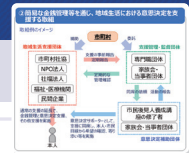
※3：自己契約、双方代理の禁止（いずれも民法108条1項）

※4：本事業における「寄付等」の範囲：生前の寄付、遺言による寄付、死因贈与契約による寄付、生命保険による寄付

※5：前掲1

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

1. 作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）

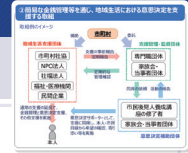


【「関係性注意事項」として注意を要する相手方と必要な対応、第三者による確認事項（案）（＝モデル事業②の場合）】

	相手方	場面	対応
持続可能な権利擁護支援モデル事業②	日常的な金銭管理サービスを担う事業者	本人や家族・親族等から、当該事業者が提供しているサービスに加え、新たなサービスの利用や購入意向があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者（意思決定サポーター等）を交えて本人への意思確認や手続き等を慎重に行う。 ・法律、福祉等の専門職が関与する第三者（監督・支援団体等）への相談の必要性を促す。 ・第三者が本人への意思確認を行う場に、日常的な金銭管理サービスを担う事業者は同席しない。
持続可能な権利擁護支援モデル事業③-1	寄付等の意向の相手先 （権利擁護実施団体（日常生活自立支援事業を実施している市町村及び都道府県社協、法人後見実施団体）を含む）	本人や家族・親族等から寄付等の意向があった場合 ※被後見人等から法人後見実施団体に対する寄付等の意向があった場合：民法108条1項本文に該当するため、無効（大前提）。	<ul style="list-style-type: none"> ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の適用場面に該当する場合、当該ガイドラインの内容と対応に沿うことを基本とする。 ・該当しない場合、以下の対応を原則とする。 <ul style="list-style-type: none"> - 法律、福祉等の専門職が関与する第三者（都道府県社協における寄付等に関する検討機関等）や家庭裁判所（対象となる本人について後見等が開始している場合に限る。）等への相談を原則とする。 - 第三者的なチェックが働く、活動団体への分配を目的とした公的な寄付の受け皿（都道府県が関与する仕組み等）を寄付先のひとつとして提案することもできることとする。

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

1. 作業部会1（権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化WG）

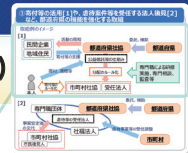


【相手方が日常的金銭管理サービスを担う事業者の場合、第三者（意思決定サポーター、監督・支援団体等）による確認事項（案）（＝モデル事業②の場合）】

- 本人や家族・親族が、新たなサービスの利用や購入等に関して積極的な意向表明をしていないにもかかわらず、新たなサービスの利用や購入の勧誘を続けていないか。
- サービスの対価として、またはサービスの対価とは別に、新たなサービスの利用や購入の必要があるように誤信させていないか。
- 身寄りがいないことで生活に困難を抱えたり、相談相手・支援者がいない者に対し、新たなサービスの利用や購入によりその不安を取り除くことができるように誤信させていないか。
- 新たなサービスの利用や購入を拒否しても不利益は生じないこと、意向が変わった場合はいつでも取り消せること等の説明をしているか。
- クーリング・オフについて説明しているか。
- 相談・苦情の窓口を紹介しているか。

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

2. 作業部会2（都道府県の機能強化WG(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)）



（1）設置目的、背景

- 第二期基本計画では「都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」を明記。
- 都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実、都道府県単位での新たな取組の促進に向けて、**モデル事業に取り組む自治体（都道府県）にとって事業の実効性を高めることに資する検討事項、留意点の整理**を目的に「作業部会2」を設置（WGを4回開催）。

モデル事業③-1

新規提案：「関係性注意事項」

【寄付等の活用による多様な主体の参画の検討】

- 法人後見を実施している団体等は、支援の具体的な実践や課題、解決策について、地域住民や企業など広く地域社会に周知して資金を調達することで、公的財源では性質上対応困難な課題（例：あらかじめ予算上の措置がされていない、又は予算上の措置が困難な課題等）にも、柔軟な対応をすることが可能となる。また、地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践への理解や共感をもち、寄付やボランティア活動などにより、権利擁護支援の取組に参画することは、地域における権利擁護支援に関する意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。
- 国は、各地域（例えば、都道府県単位）で、こうした取組が普及するよう、必要な方策を検討する。その際、サービス提供者がサービス利用者から直接寄付等を受けることは利益相反のおそれがあることから、本人が不利益を被らないようなくみ、資金の適切な管理方法・効果的な活用方法等も検討する。（第二期基本計画p.10「都道府県単位での新たな取組の検討」）

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

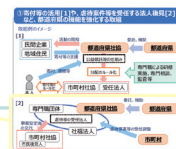
2. 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

（1）設置目的、背景

新規提案：法人後見実施団体による自己評価の仕組み

【担い手の確保・育成等の推進】

- 担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。（第二期基本計画p.51「都道府県によるしくみづくり」）
- 国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようにするため、「法人後見実施のための研修カリキュラム」を周知する。また、法人後見の活動・運営状況を調査し、法人後見の活動状況等の周知を行うほか、法人後見実施団体の活動を支援するために必要な方策を検討する。（第二期基本計画p.55「法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等」）



モデル事業③-2

【公的な関与による後見の実施の検討】

- 虐待等の支援困難な事案については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合があると指摘されている。こうした場合でも、尊厳のある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、国は、このような事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。（第二期基本計画p.10「都道府県単位での新たな取組の検討」）
- 都道府県には、市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみをつくることが期待される。（第二期基本計画p.62「都道府県の機能強化」）

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

2. 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

（2）検討内容・提案事項

「寄付等の活用による多様な主体の参画の検討」に関するモデル事業（③-1）

●モデル事業に取り組む都道府県に求めること及び留意点（案）

- 当モデル事業に取り組むうえで前提とする考え方（案）
- 都道府県に期待される機能、検討事項や留意点等（案）

- 寄付等の広報～受付～分配に関する仕組みの構築
- 寄付等の希望者、活動団体（助成応募団体）に対する相談・助言体制の整備

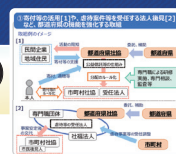
●新規提案事項

- 「関係性注意事項」
- 法人後見実施団体による自己評価の仕組み

「公的関与による法人後見の実施」に関するモデル事業（③-2）

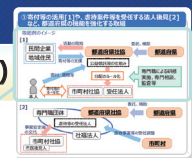
●モデル事業に取り組む都道府県に求めること及び留意点（案）

- 都道府県に期待される機能、検討事項や留意点等（案）
 - 法人後見実施団体による適切な後見活動を可能とするために、都道府県単位で期待される支援方策（案）
 - 都道府県単位で構築することが期待される、専門職団体から助言を受けられるようなネットワークの構築



2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

2. 作業部会2（都道府県の機能強化WG(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)）



「寄付等の活用による多様な主体の参画の検討」に関するモデル事業（③-1）

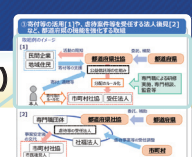
モデル事業③-1

【モデル事業に取り組むうえで前提とする考え方（案）】

- 当モデル事業は、権利擁護支援に関する活動や社会課題、その解決策について、地域住民や企業など地域社会に広く周知して資金を調達するファンドレイジングにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援に関する課題への柔軟な対応を可能とする取組である。
- 地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践に対する理解や共感をもち、寄付等やボランティア活動などにより、取組に参画することは、地域における権利擁護支援に関する意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。当モデル事業では、このような多様な主体による参画の促進を目指す。
- 地域住民や企業等から寄付等の申し出があった場合、第三者的なチェックが働く、活動団体への分配を目的とした公的な寄付の受け皿（都道府県が関与する仕組み等）を寄付先のひとつとして提案することもできることとする（寄付等の受け皿のひとつとして紹介するものであり、当該受け皿への寄付等を強制するものではない）。
- そのため、当モデル事業に取り組む都道府県には、以下の取組や手法等を通じて、地域における権利擁護支援に関する意識の醸成及び権利擁護支援に関する社会課題解決に参加する市民や企業等の理解促進、多様な主体による参画促進に努めることが期待される。
 - ・ 取組を通じて解決したい権利擁護支援に関する社会課題、目指す姿の明確化
 - ・ 地域住民や企業等が我が事として実感できる社会課題に関する情報（エビデンスや事例等）の整理、広報
 - ・ 権利擁護支援に関する社会課題の解決策の提示（解決に資する手段やノウハウ）
 - ・ 社会課題の解決に向けて希望する参画形態の明確化・周知
 - ・ 寄付等の分配等を受けることができる団体の基準や寄付等を分配した団体名の公表
 - ・ 地域住民や寄付者、企業等を対象とした、寄付等を分配した団体の活動概要や結果（活動による社会的・環境的变化）等の広報

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

2. 作業部会2（都道府県の機能強化WG(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)）



モデル事業③-1

【都道府県に期待される機能、検討事項や留意点等（案）】

① 寄付等の広報～受付～分配に関する仕組みの構築

- **事業計画の作成**
 - ・ 取組を通じて解決したい権利擁護支援に関する社会課題、目指す姿の明確化
 - ・ 地域住民や企業等が我が事として実感できる社会課題に関する情報（エビデンスや事例等）の整理、広報
 - ・ 権利擁護支援に関する社会課題の解決策の提示（解決に資する手段やノウハウ）
 - ・ 社会課題の解決に向けて希望する参画形態の明確化・周知
 - ・ 寄付等の分配等を受けることができる団体の基準や寄付等を分配した団体名の公表
 - ・ 地域住民や寄付者、企業等を対象とした、寄付等を分配した団体の活動概要や結果（活動による社会的・環境的变化）等の広報
- **寄付等の仕組みの設置者としての資金管理方法、運営方法の検討**

② 寄付等の希望者、活動団体（助成応募団体）に対する相談・助言体制の整備

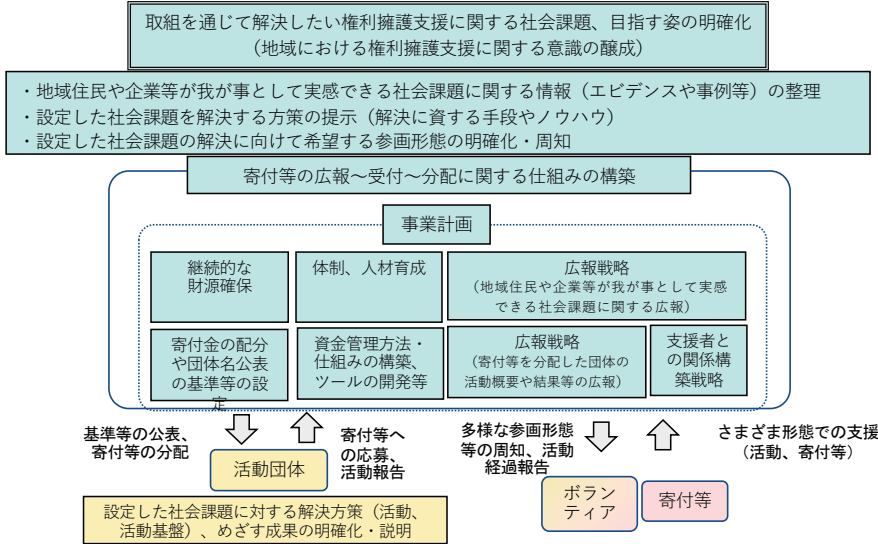
- **活動団体（助成応募団体）に対する相談・助言の実施**
 - ・ 助成応募前から活動開始後に至るまで、活動団体の活動継続や成果をあげるために必要な、あらゆる場面での相談・助言や、それができる人材、体制の確保
- **寄付等の希望者、受贈者側に対する各種専門職によるサポートの仕組みの整備**
 - ・ 寄付等の希望者の保護や意向の尊重、受贈を希望する団体の体制や運営等をサポートする仕組みの整備

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

2. 作業部会2（都道府県の機能強化WG(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)）

モデル事業③-1

【都道府県に期待する役割（案）】



2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

2. 作業部会2（都道府県の機能強化WG(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)）

モデル事業③-1

新規提案：「関係性注意事項」

- モデル事業③-1は、権利擁護支援の活動や社会課題、その解決策について、地域住民や企業など地域社会に広く周知して資金を調達するファンドレイジングにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組。
- サービス提供事業者が、身寄りがない本人や家族・親族等から、また、法人後見実施団体が受任している本人から直接寄付等を受けることについては、原則回避されるべきものである。
- しかし、今後、身寄りのない人や成年後見制度の利用者の増加を見据えると、民法上の規制※6を遵守することに加え、**本人の真意性を確実に担保するために、本人との関係性を濫用した契約や寄付等※7がなされていないか、サービスの利用の制限、購入の強要等がなされていないか等、「司法による権利擁護支援を身近なものとする方策※8」を組み込み、現行法上の規制よりも幅広い倫理的規制又はセーフガードの導入が必要**と考える。よって、本事業において新しく用語、考え方を提案する。

⇒「関係性注意事項」：（意識的か・無意識的かを問わず）本人と相手方※との関係性による濫用が生じないか注意を要する事案。本人が不安や不満等を口にしなくても、関係性による濫用が生じやすいことに配慮するとともに、当該事案に該当すると想定された場合、第三者を交えて本人への意思確認や手続き等を慎重に行うことや、法律、福祉等の専門職が関与する第三者への相談の必要性を促すことを原則とすることを提案する。ただし、当該事案に該当したことをもって、契約等の解除をただちに求めたり、禁止したりするものではない。

※相手方：サービス提供事業者、権利擁護実施団体（市町村社協、法人後見実施団体等）

※6：前掲3
※7：前掲4
※8：前掲1

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

2. 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

【「関係性注意事項」として注意を要する相手方と必要な対応、第三者による確認事項（案）（モデル事業③-1の場合）】

	相手方	場面	対応
持続可能な権利擁護支援モデル事業②	日常的金銭管理サービスを担う事業者	本人や家族・親族等から、当該事業者が提供しているサービスに加え、新たなサービスの利用や購入意向があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者（意思決定サポーター等）を交えて本人への意思確認や手続き等を慎重に行う。 ・法律、福祉等の専門職が関与する第三者（監督・支援団体等）への相談の必要性を促す。 ・第三者が本人への意思確認を行う場に、日常的な金銭管理サービスを担う事業者は同席しない。
持続可能な権利擁護支援モデル事業③-1	寄付等の意向の相手先 （権利擁護実施団体（日常生活自立支援事業を実施している市町村及び都道府県社協、法人後見実施団体）を含む）	本人や家族・親族等から寄付等の意向があった場合 ※被後見人等から法人後見実施団体に対する寄付等の意向があった場合：民法108条1項本文に該当するため、無効（大前提）。	<ul style="list-style-type: none"> ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の適用場面に該当する場合、当ガイドラインの内容と対応に沿うことを基本とする。 ・該当しない場合、以下の対応を原則とする。 <ul style="list-style-type: none"> - 法律、福祉等の専門職が関与する第三者（都道府県社協における寄付等に関する検討機関等）や家庭裁判所（対象となる本人について後見等が開始している場合に限る。）等への相談を原則とする。 - 第三者的なチェックが働く、活動団体への分配を目的とした公的な寄付の受け皿（都道府県が関与する仕組み等）を寄付先のひとつとして提案することもできることとする。

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

2. 作業部会2（都道府県の機能強化WG（権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討））

【本人や家族・親族等から寄付等の意向があった場合、第三者（都道府県社協における寄付等に関する検討機関等）による確認事項（案）（モデル事業③-1の場合）】

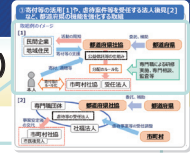
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の適用場面に該当するか。該当する場合、当ガイドラインの内容と対応に沿うことを基本とする。
- 該当しない場合、以下の内容の確認を原則とする。
 - ・ 本人の判断能力低下前から表明されている意思や寄付等だったか（もしくは習慣があったか）。
 - ※記録（意思表明書や公正証書遺言、契約書）による確認が可能な場合、より望ましい。
 - ・ サービスの対価として、またはサービスの対価とは別に、寄付等の必要があるように誤信させていないか。
 - ・ 身寄りがないことで生活に困難を抱えたり、相談相手・支援者がいない者に対し、寄付等によりその不安を取り除くことができるように誤信させていないか。
 - ・ 契約しているサービスの内容と、寄付等の契約が一体的であり、そのような契約形態しかないこと、もしくはそうした契約形態が一般的であるかのように誤信させていないか。
 - ・ 他の団体等に寄付等をして不利益はないこと、意向が変わった場合はいつでも取り消せること等の説明をしているか。
 - ・ 寄付等の実施により、本人の財産、生活、相続人等にどのような影響があるかを確認しているか（本人の生活レベルの低下や遺留分侵害等を生じさせないか）。
 - ・ 相談・苦情の窓口を紹介しているか。
 - ・ 受贈者等に不利益（包括遺贈による債務承継、利用または換金困難な不動産の遺贈等）を生じさせる寄付等の内容となっていないか。

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

2. 作業部会2（都道府県の機能強化WG(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)）

新規提案：法人後見実施団体による自己評価の仕組み

モデル事業③-1



① 本事業で提案する法人後見実施団体による自己評価の仕組みの考え方（案）

- 「自己評価」の提案
 - ・ 仮に第三者による客観的な評価の仕組みを活用したとしても、後見人等の選任や報酬等の算定は家庭裁判所による裁判事項であることから、本事業では「自己評価」の仕組みを提案する。
- 外形的評価項目の提案
 - ・ 法人としての信頼性（法令遵守事項の実施状況、財務基盤や損害賠償能力、事業遂行能力や事業実施体制、人材育成の仕組み等）や継続可能性をチェックできる外形的評価を行う項目を提案する。
- 「成年後見制度利用促進」の理念の推進
 - ・ 法人後見実施団体は成年後見制度利用促進法第3条第1項の理念（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視等）に照らした取組、体制等が実現できているか、当該理念を実現するための後見事務を実施するための工夫をしているか等という観点で自己評価を行うことを大前提とする。

② 本事業で提案する自己評価の仕組み、流れ（案）

- 目的
 - ・ 法人としての組織体制、運営の適切性、事業継続性をめざす。
- 大まかな流れ
 - ・ PDCAサイクルで評価を実施するよう、事業計画に記載する（年1回等）
 - ・ 団体内での自己評価をする目的の設定、メンバー間での共有
 - ・ 自己評価の実施（特に課題の抽出、解決方策の検討）
 - ・ 評価結果の公表（法人ホームページ、広報誌等）
- 自己評価実施にあたっての留意事項
 - ・ 自己評価によって明らかになった課題の改善に取り組み、次回の評価時には改善状況を確認する。
 - ・ 可能な限り、法律、税務、会計等、組織運営や経営の専門家から、評価項目の考え方（何をもちえてクリアしたといえるか等）について相談し、助言を得る。

【自己評価項目参考例】 （家庭裁判所における法人後見選任における考慮要素）

● 法人を選任する際の考慮要素

民法843条4項

※保佐人・補助人について準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

法人の事業の種類及び内容



検討の視点（例）

- ✓ 法人として適正に成立、構成されているか
- ✓ 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか
⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意



確認資料（例）

- 法人登記の履歴事項全部証明書
- 定款
- 設立趣意書
- 事業計画書

法人の財務基盤



検討の視点（例）

- ✓ 財政状況（資産や収支）が安定しているか
- ✓ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか
- ✓ 法人の財務が適正に管理されているか
⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認



確認資料（例）

- 決算報告書、貸借対照表、収支予算書
- 賠償責任保険の証書
- 組織規程、組織図、役員等名簿

出典：最高裁判所「法人を選任する際の考慮要素」_『最高裁判所資料』（令和3年9月9日、成年後見制度利用促進専門家会議 第2回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ_資料2）※一部誤記を訂正。

【自己評価項目参考例】
（家庭裁判所における法人後見選任における考慮要素）

法人を選任する際の考慮要素

後見等事務を遂行する能力



検討の視点（例）

- ✓ 事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか
⇒ 経歴、研修歴、専門職団体への加入の有無、後見事務に関する活動実績等を確認
- ✓ 事務担当者に対する指導監督態勢は適切か
⇒ 担当者から法人への定期報告の有無、理事会や専門委員会による監督や監査の有無、法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認
- ✓ 担当者に対する研修制度は整備されているか
- ✓ 財産管理の方法は適切か
- ✓ 不正発覚時の態勢が適切であるか
- ✓ 個人情報保護の対策がとられているか



確認資料（例）

- 役員等名簿
- 組織規程、組織図
- 後見業務の実施に関する規定や要領
- 法人内部の指導監督態勢の規定や要領
- 養成及び研修制度の内容が分かる書類
- 不正発覚時の対応規定
- 個人情報の取扱に関する規定や要領

本人との利害関係



検討の視点（例）

- ✓ 本人との間に具体的な利害関係を有するか
⇒ 本人に有償のサービスを提供しているなど
- ✓ 将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか
- ✓ 実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか



確認資料（例）

- 候補者事情説明書（裁判所の書式）
- 本人との利害関係の有無を示す資料

出典：最高裁判所「法人を選任する際の考慮要素」_『最高裁判所資料』（令和3年9月9日、成年後見制度利用促進専門家会議 第2回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ_資料2）※一部誤記を訂正。

【自己評価項目参考例】
（一般財団法人非営利組織評価センター「ベーシックガバナンスチェックリスト」）

ガバナンス	1	法令および定款に則って代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任または解任している。	出典：一般財団法人非営利組織評価センター「ベーシックガバナンスチェック評価実績レポート～組織評価から見える非営利組織の組織運営の実態～（2020年版）」令和3年2月（ https://jcne.or.jp/data/bgc-report2021.pdf ）
	2	定款に基づく役員会（理事会、運営委員会等）を年に2回以上開催している。	
	3	社員総会（評議員会）を年に1回以上、実際に開催している。	
	4	役員会および社員総会（評議員会）の議事録を定款および法令に基づいて作成している。	
	5	1事業年度において、役員会（理事会、運営委員会等）または社員総会（評議員会）で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。①事業計画・予算計画・事業報告・決算報告 ②役員報酬に関する規程	
	6	監事は監査を行っている。	
	7	直近の登記事項を登記している。	
情報公開	8	法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。	
	9	組織の所在地および問い合わせ方法をウェブサイト上で公開している。	
	10	寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。	
組織の目的と事業の実施	11	組織の目的と事業を文書化している。	
	12	非営利型法人である。	
	13	組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。	
	14	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取る仕組みがある。	
	15	各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。	
コンプライアンス	16	税金を滞納していない。	
	17	個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。	
事務局運営（※雇用がある場合のみ評価の対象）	18	会計に関する専門知識をもった担当者またはアドバイザーがいる。	
	19	現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。	
	20	法定保存文書の保存をしている。	
	21	雇用契約書等で雇用条件の提示を行っている。※	
	22	職員の就業状況を把握し、管理している。※	
	23	労働保険に加入している。※	

【自己評価項目参考例】

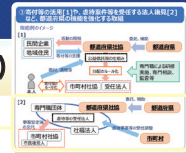
1	成年後見制度利用促進法の基本理念（第3条第1項、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視等）に照らした取組、体制等が実現できている。
2	当該理念をふまえた後見事務を実施するための工夫をしている。

2. 取組概要（権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討）

2. 作業部会2（都道府県の機能強化WG(権利擁護支援に関する意識の醸成、利益相反防止策の検討)）

「公的関与による法人後見の実施」に関するモデル事業に関するモデル事業（③-2）

モデル事業③-2



【モデル事業に取り組む都道府県に期待される機能、検討事項や留意点等（案）】

本事業では、支援困難事例を「虐待等の事例（本人または養護者から支援者が暴力や頻回な苦情等を受けるような事例）」と位置付け、「都道府県単位で構築することが期待される、専門職団体から助言を受けられるようなネットワークの構築」の整理を優先的にを行う。

<都道府県単位で期待される支援方策（案）>

<専門職（団体）に期待される役割（例）>

対応の時期	法人が抱える困難の内容	「法人が抱える困難」の解決に向けた支援内容	支援の仕組みの構築を期待する主体	
			都道府県	市町村・中核機関
対応の最中	<ul style="list-style-type: none"> 本人または養護者から支援者が暴力や攻撃、頻回な苦情等を受ける 調整をしてもなおお自傷他害等の状況が継続する 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職団体から助言を受けられるようなネットワークの構築（警察、弁護士、精神科医、精神保健福祉士等） 	◎	○
対応のめどがたった後	<ul style="list-style-type: none"> （都道府県社協→市町村社協に法人後見を引き継ぐ場合）本人にふさわしい後見人等の引継ぎ先がない 	<ul style="list-style-type: none"> 引継先との支援方針や引き継ぐことへの認識の共有 引継先の条件等の違いの解消 	○	◎

職種	期待される役割（例）
警察、弁護士	<ul style="list-style-type: none"> 不当要求や脅迫等への対処等 法人後見実施団体に押しつけてきた際の対応や対処方法についての助言
精神科医、精神保健福祉士	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉士に関する助言